

指定介護老人福祉施設大門園 入居指針

1 目 的

指定介護老人福祉施設大門園（以下「施設」という。）の入居について、介護の必要度や家族等の状況から、介護福祉施設サービスを受ける必要性が高いと認められる者が優先的に入居できるよう、入居指針を作成することにより、入居決定過程の透明性・公平性を確保するとともに施設の円滑な入居に資することを目的とする。

2 入居判定対象者の選定について

入居判定の対象となる者は、入居申込者のうち、次のいずれかに該当する者とする。

- ① 要介護3から要介護5までの要介護者
- ② 要介護1又は2の要介護者であって、その心身の状況、その置かれている環境その他の事情に照らして、居宅において日常生活を営むことが困難なことについてやむを得ない事由があることにより特例的に施設への入居（以下「特例入居」という。）が認められる者

3 特例入居の要件の判定について

(1) 特例入居の要件に該当することの判定に際しては、居宅において日常生活を営むことが困難なことについてやむを得ない事由があることに関し、次のいずれかの事情を考慮すること。

- ① 認知症である者であって、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られること。
- ② 知的障害・精神障害等を伴い、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さ等が頻繁に見られること。
- ③ 家族等による深刻な虐待が疑われること等により、心身の安全・安心確保が困難であること。
- ④ 単身世帯もしくは同居家族が高齢又は病弱である等により家族等による支援が期待できず、かつ、地域での介護サービスや生活支援の供給が不十分であること。

(2) 要介護1又は2の入居申込者の特例入居が認められる場合には、次の取扱いにより、入居判定が行われるまでの間に施設と入居申込者の介護保険の保険者である市町（以下「保険者市町」という。）との間で情報共有等を行うものとする。

なお、その施設と保険者市町との間で必要な状況共有等が行われるのであれば、次の取扱いと異なる手続きとすることを妨げるものではない。

- ① 施設は、入居申込者に対して、居宅において日常生活を営むことが困難なことについてやむを得ない事由について、その理由など必要な情報の記載を「指定介護老人福祉施設入居申込書（様式第1号）」（以下「入居申込書」という。）により求めることとする。
- ② この場合において、施設は、保険者市町に対して入居申込書及び「介護支援専門員意見書（様式第3号）」により報告を行うとともに、当該入居申込者が特例入居対象者に該当するか否かを判断するに当たって適宜その意見を求めること。
- ③ ②の求めを受けた場合において、保険者市町は、地域の居宅サービスや生活支援などの提供体制に関する状況や、担当の介護支援専門員からの居宅における生活の困難度の聴取の内容なども踏まえ、施設に対して「特例入居の要件の判定に係る意見書（様式第4号）」により適宜意見を表明できるものとする。

4 入居の申込み

(1) 申込方法

入居の申込みは、施設の入居申込書に、被保険者証の写し、直近3カ月のサービス利用票及びサービス利用票別表の各写し並びに介護支援専門員意見書を添付して、入居申込者、又は家族等が行うこととし、介護支援専門員等は、申込みに際して必要な援助を行うものとする。

なお、特例入居に係る入居申込みの場合には、入居申込者に対して、居宅において日常生活を営むことが困難な事由について、その理由などの必要な情報の記載を申込みに際し求めるものとする。

(2) 受付等

① 施設は、入居申込者が、入院治療の必要がある場合など、自ら適切な施設サービスを提供することが困難な場合は、その理由を入居申込者及び家族等に対して十分に説明し、理解を得るとともに、病院・診療所・介護老人保健施設等を紹介するなどの措置を講じるものとする。

② 受付簿の管理

申込書を受理した場合は、受付簿にその内容を記載して管理しなければならない。また、辞退や削除等の事由が生じた場合はその内容を記録しなければならない。

(3) 申込みの有効期間

入居申込みの有効期間は、要介護認定の有効期間の満了日までの期間とする。

なお、有効期間満了後、受付簿から削除する際には、必ず入居申込者に

了承を得るものとする。

5 入居検討委員会

- (1) 施設は、入居の決定に係る事務を処理するために、合議制の委員会又は会議（以下「検討委員会」という。）を設置しなければならない。
- (2) 検討委員会は、施設長、事務長、生活相談員、介護職員、看護職員、介護支援専門員、栄養士、第三者（当該法人の評議員等）等で構成するものとする。
- (3) 検討委員会は、施設長が招集し、必要なとき随時開催するものとする。
- (4) 検討委員会は、入居順位名簿を調整するとともに、これに基づいて入居の決定を行うものとする。

また、特例入居対象者の決定を行う場合は、必要に応じて「介護の必要の程度」や「家族の状況」等について、「特例入居対象者 入居決定意見書（様式第5号）」により、改めて保険者市町に意見を求めることが望ましい。

- (5) 検討委員会は、審議の内容（特例入居に係る保険者市町の意見を含む。）を記録し、これを5年間保管しなければならない。
- (6) 検討委員会は、石川県又は市町（広域連合を含む。）から求めがあったときは、上記の記録を提出しなければならない。
- (7) その他

① 守秘義務

施設の職員及び検討委員会の第三者委員は、業務上知り得た入居申込者やその家族等に関する個人情報等を漏らしてはならない。また、施設を退職した後及び委員を退任した後も同様とする。

② 説明責任

施設は、説明責任者を施設長、窓口担当者を生活相談員とし、入居申込者や家族等に対して、入居の判断等に関する説明を十分に行うものとする。

6 入居順位名簿の調整

(1) 調整方法

入居順位名簿は、入居判定対象者について、別表（入居申込者の評価基準）に基づく評価と次に掲げる個別事情を総合的に勘案し、上位の者から登載する。

【入居決定に係る個別の事情】

- ① 性別（部屋単位の男女別構成）
- ② 地域性（入居後の家族関係の維持等）
- ③ その他特別に配慮しなければならない個別の事情

(2) 再評価

本人の状態等に変化があった場合は、入居申込者及び家族が、「指定介護老人福祉施設入居再評価申込書（様式第2号）」により、4に準じて再評価の申込みを行うものとする。

(3) 調整時期

入居順位名簿は、検討委員会の開催に合わせてその都度調整する。

(4) 入居順位名簿の更新

施設は、入居順位名簿の更新を行うために、入居申込みの継続意思並びに入居申込者及び介護者等の状況把握のため、原則として年に一度調査を行うものとする。

7 特別な事由による入居

次に掲げる場合においては、検討委員会の審議によらず施設長の判断により入居を決定することができるものとする。

ただし、直近の検討委員会において報告しなければならない。

なお、上記により入居を決定する場合は特例入居の判断を要しないが、市町へ報告するものとする。

- (1) 災害や事件・事故等により検討委員会を招集する余裕がないとき。
- (2) 老人福祉法に定める措置委託による場合。
- (3) 介護者の緊急入院等の事情により、緊急の入居の必要性が生じた場合。

8 辞退者の取り扱い

入居の意思を確認したにも拘わらず、申込者の都合により一時辞退があった場合は順位を繰り下げ、再度の辞退があった時は辞退等の理由を考慮して入居順位名簿から削除することができるものとする。

9 適正運用

- (1) 施設は、この指針に基づき適正に入居の決定を行うものとする。
- (2) 県及び市町は、この指針の適正な運用について、施設に対し必要な助言を行うものとする。
- (3) 施設は、入居申込者に対して指針の内容を説明するものとする。
- (4) この入居指針を見直す必要が生じた場合は、石川県、市町、石川県老人福祉施設協議会の三者で協議するものとする。

- (5) 市町及び関係団体等が、各市町に所在する施設を対象として、この入居指針と同様の趣旨で指針が作成された場合は、この入居指針を適用しないことができるものとする。

附 則

- 1 この指針は平成15年1月1日から適用する。
- 2 ただし、この入居指針の施設における運用は、平成15年4月1日から開始するものとする。

附 則

- 1 この指針は平成23年11月1日から適用する。

附 則

- 1 この指針は平成27年4月1日から適用する。

入居申込者の評価基準
(石川県指定介護老人福祉施設入居指針)

1 要介護度

要介護度	5	4	3	2	1
点数	50	40	30	20	10

2 介護者の状況

状 況	点 数
介護者がいない場合 介護者が高齢、虚弱、就業中、複数人の人を介護、育児中など、 介護を行うことが困難である場合を含む	25

※ 施設、病院等に入居（入院）している者については、在宅の復帰した場合の状況を想定する。

3 居宅サービス等の利用状況

居宅サービス等利用率	点 数
60%以上	25
30%以上60%未満	20
30%未満	15

※ 居宅サービス等の利用率

直近3ヶ月間における、支給限度基準額に対するサービス利用単位数の割合算定の対象となるサービス（介護予防サービスを含む）

訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護、福祉用具貸与、定期巡回・随時対応型訪問介護、夜間対応型訪問介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護

4 認知症・知的障害・精神障害等の状況

状 況	点 数
要介護1又は2の者で、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さ等が頻繁に見られ、認知症高齢者の日常生活自立度がⅢ以上に相当するもの。 ※認知症等の状況については、要介護認定調査票又は主治医意見書により判断すること。 また、知的障害・精神障害等の状況については、療育手帳・精神障害者保健福祉手帳・身体障害者手帳により判断すること。	状態に応じて 10 ～ 20

